

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 土浦市の自然災害リスクおよび新型コロナウイルス感染症リスク

① 土浦市の特徴 (土浦市地域防災計画)

・ 地形

市域の地形を災害の危険性の視点から分類すると、新治地区北部の山地、桜川両岸に広く分布する段丘 (筑波台地) および台地の周縁部に分布する段丘斜面および沖積扇状地、桜川沿いの低地 (桜川低地)、霞ヶ浦の湖岸平野、人工改変地に大別される。また、市域の地質を災害の危険性の視点から分類すると、新治地区北部の山地に分布する花崗岩および接触変成を受けたホルンフェルス、桜川両岸の台地に広く分布する関東ローム層、台地周縁部の下総層群、桜川沿いの低地に分布する未固結の沖積層および、人工改変地である盛土、埋土、埋立地に大別される。

・ 気候

2007年 (平成19年) ~2011年 (平成23年) の気象データを整理した。過去5年間の平均降水量は、年間を通してみると4月~10月が概ね100mm以上であり、特に9~10月は平均150mmを超えており、台風の通過により豪雨が観測される場合が多い。一方、1月が最も少なく、5年間の平均は34mmである。本市の気温データを見てみると、1月の平均気温は4℃程度、7月・8月の平均気温は25℃~27℃程度、年平均では15℃程度であり、比較的温暖な傾向を示している。

② 自然災害の履歴 (土浦市地域防災計画)

・ 地震

過去に発生した地震で、市域に大きな被害が記録されている地震は、1895年の霞ヶ浦付近の地震と1923年の関東大震災である。また、2011年の東日本大震災においても、市域全体で被害が発生した。

なお、近年多発している茨城県南部の地震は、いわゆる地震の巣で発生しており、ほぼ定常的な地震活動とみられる。また、1923年以降の地震活動をみると、茨城県南部の活動域では、M7.0が最大規模で、M5.0以上の地震が年に1回程度、M5.5以上の地震が4年に1回程度の割合でそれぞれ発生している。

2011年東日本大震災における被害 (土浦市)

名称・地域	被害状況 (当市)	被害状況 (茨城県)	備考
三陸沖	軽傷者7人。家屋全壊3棟、大規模半壊2棟、半壊41棟、一部損壊3,060棟。火災発生1件。11日夜の避難者数2,324人 その他、液状化被害、停電・断水等ライフライン被害が発生	8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測。同日15:15に茨城県沖で最大余震 (M7.7) が発生し、銚田市で6強、神栖市で6弱を観測。 人的被害: 死者24名、行方不明者1名、重症33名、軽症674名 住家被害: 全壊3,070棟、半壊23,988棟、一部損壊173,624棟 床上浸水1,719棟、床下浸水711棟 (平成24年2月3日現在)	M9.0 当市で震度6弱 地震及び津波により発生した福島第一原子力発電所事故により、市域でも放射能によるスポット的に高い地域が発生。

・ 風水害

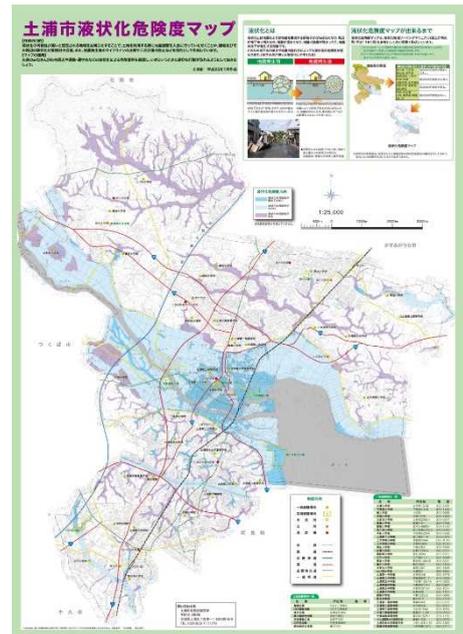
昭和以降に発生した風水害で、土浦市域に大きな被害が記録されている災害は、1938年6月~7月の梅雨前線、1941年の台風8号、1961年6月の梅雨前線による災害で、数百~数千戸の浸水被害が発生している。近年は、1986年8月の温帯低気圧で、浸水被害等が発生しているが、平成以降は、目立った被害は発生していない。

③自然災害の被害想定（土浦市地域防災計画）

・地震

茨城県地震被害想定調査による、茨城県南部地震（マグニチュード 7.3）の被害想定から推定される土浦市内の被害は、全壊焼失する建物数が最大で 670 棟、負傷者数が 340 人に上ると予測され、市内で多数の住民が災し、避難生活を強いられる可能性がある。

この他、F1 断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層による地震や、茨城県沖から房総半島沖にかけての地震などの発生可能性があるとしており、発生した場合は、マグニチュード 7.1～8.4 と茨城県地震被害想定調査により推定されている。なお、東日本大震災においては、想定を超える大津波が発生し、沿岸部に甚大な被害をもたらした。この経験から、被害想定を超えるような大規模災害や複合災害等への対応が必要である。



茨城県南部地震の予測被害量（土浦市）

液状化危険度マップ

被害項目		被害数		
		冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
建物被害	全 壊 消 失	200 棟	190 棟	670 棟
	半 壊	2,300 棟	2,300 棟	2,300 棟
人的被害	死 者	20 人	10 人	10 人
	重 傷 者	20 人	20 人	30 人
	負 傷 者	340 人	200 人	280 人
避難者	被 災 当 日	7,600 人	7,600 人	8,700 人
	被 災 1 週 間 後	10,000 人	10,000 人	11,000 人
	被 災 1 カ 月 後	5,300 人	5,300 人	6,400 人
要援助者数	-	40 人	30 人	40 人

（茨城県地震被害想定調査報告書より）

・風水害（浸水）

霞ヶ浦は水防警報および洪水予報を行う国管理河川で、浸水想定区域が指定されている。霞ヶ浦浸水想定区域は、概ね 100 年に 1 回程度起こる大雨（霞ヶ浦流域に 8 日間雨量で 600mm、昭和 13 年 6～7 月実績）による外水氾濫の想定で、霞ヶ浦の湖岸平野と桜川低地の広範囲に、最大 5m 以下の浸水が予想されている。

桜川は水防警報および洪水予報を行う県管理河川で、浸水想定区域が指定されている。桜川浸水想定区域は、概ね 30 年に 1 回程度起こる大雨（桜川流域に 48 時間雨量で 246mm、ピーク時の 1 時間雨量で



洪水ハザードマップ

51mm) による外水氾濫の想定で、桜川低地の広範囲に、最大 5m 程度の浸水が予想されている。

・風水害（土砂災害）

砂防事業・治山事業の基礎調査で把握されている土砂災害危険箇所・山地災害危険地区のうち、がけ崩れ（急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区）と土石流（土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区）の危険箇所が市内に100箇所以上分布する。このうち、山地災害と土石流の危険箇所は新治地区に限られ、急傾斜地崩壊危険箇所は多くが土浦地区に分布する。

また、県により土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が指定されている。

土砂災害危険箇所等の状況（単位：箇所）

種類	区分	箇所数	合計
土砂災害 危険箇所 (※)	急傾斜地 崩壊危険箇所	(Ⅰ)	(65) 66
		(Ⅱ)	(14) 14
		(Ⅲ)	(6) 7
	土石流 危険渓流	(Ⅰ)	(7) 7
		(Ⅱ)	0
		(Ⅲ)	(2) 2
山地災害 危険地区	山腹崩壊危険地区	5	12
	崩壊土砂流出危険地区	7	
合計		(94) 108	(94) 108

※()内は、土砂災害(特別)危険地区の個所数

※区分：Ⅰは、被害想定区域に公共的建物があるか又は人家数が5戸以上、Ⅱは1～4戸、Ⅲは0戸

④ 新型コロナウイルス感染症の被害の想定

・人員に関する影響

自然災害では人的被害のほか、建物や設備の損害、ライフラインの停止など、被害は物的資源も対象となる。また自然災害では発生した地域の局所的な被害であるため、被災していない他拠点や取引先企業からの応援が可能となる。

一方、新型コロナウイルス感染症の場合、従業員やその家族の感染による出勤率の低下といった人的被害が中心となる。事業継続に必要な要員数が不足となり、対応可能な業務量が徐々に減少することになる。

被害の期間については、自然災害は瞬間的であるが、新型コロナウイルス感染症の影響は長期に亘り、影響の予測は極めて困難となる。

・サプライチェーンへの影響

被害は局所的ではなく、国内全地域に亘る。そのため、海外工場の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注を停止せざるを得なくなる。

・資金繰りに関する影響

新型コロナウイルス感染症対策は長期に亘るため、事業停止や縮小に耐えられる固定費の確保が必要となる。売上減少に加え、多額の固定費が大きな負担となり、経営の安定に大きな支障をきたすことになる。

・風評被害

職場において感染者が発生した場合、風評被害による顧客離れ等や、事業所内の消毒に伴う閉鎖により事業の継続に大きな影響を与える。

(2) 商工業者の状況

商工業者数 6, 373者

小規模事業者数 4, 332者

2016年における市内の商工業者数は6,373者、業種構成では卸売業・小売業1,709(26.8%)、次いで宿泊・飲食サービス業846(13.3%)が多い。従業員数は小売業が最も多いが、大手製造業が立地する工業団地があること等から小売業に次いで多いことが特徴である。なお、本市は、土浦市新治商工会管轄地区が併存しており、当所管内における事業者数は5,948(93.3%)を占めている。

本市の業種別商工業者数（※括弧内は小規模事業者数で内数。）

業種分類	商工業者数	備考	
農林漁業	24(19)	市内に点在しているが、霞ヶ浦周辺に集積している	
鉱業、採石業、砂利採取業	1(1)		
建設業	674(636)	市内に点在している	
製造業	353(265)	神立地区工業団地および、その周辺に集積している	
電気・ガス・熱供給・水道業	9(5)	市内に点在している	
情報通信業	47(24)	市内に点在している	
運輸業、郵便業	193(129)	市内に点在しているが、交通の便の良いIC付近に集積している	
卸売業、小売業	1,709(982)	市内に点在しているが、小売業は土浦駅周辺に集積している	
金融業、保険業	123(92)	市内に点在している	
不動産業、物品賃貸業	410(378)	市内に点在している	
学術研究、専門・技術サービス業	270(181)	市内に点在している	
宿泊業、 飲食サービス業	宿泊業	52(46)	土浦駅周辺に集積している
	飲食サービス業	794(484)	市内に点在している
生活関連サービス業、 娯楽業	旅行業、娯楽業	92(68)	市内に点在している
	その他	501(421)	市内に点在している
教育、学習支援業	181(108)	市内に点在しているが、一部土浦駅周辺に集積している	
医療、福祉	460(209)	市内に点在している	
複合サービス事業	34(20)	市内に点在している	
サービス業（他に分類されないもの）	464(264)	市内に点在している	
合 計	6,373(4,332)	管内は5,948者	

【出典】平成28年総務省「経済センサス」

(3)これまでの取り組み

①当市の取り組み

- ・土浦市地域防災計画の策定（令和2年10月修正）
市域における防災に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。
- ・業務継続計画の策定（令和元年10月）
災害時に人、物、情報等の利用できる資源に制約がある状況下においても、行政機能、行政活動を維持継続するために、業務の範囲と優先順位及び必要な事項を特定し、緊急時における様々な状況に対して適切な行動を可能にする。
- ・防災訓練の実施
災害時における円滑な防災活動と住民相互の協力体制の強化、防災意識の高揚を図るため、市民参加型の防災訓練を実施している。

- ・災害対策用資材・備品の備蓄・整備

大規模災害が発生した際の初期対策として、避難所となる各小中学校に防災倉庫を設置し、保存食、保存水や毛布等の生活必需品のほか、発電機や簡易トイレ等の資機材を備蓄。また、新型コロナウイルス等の感染症対策として、消毒液やプライバシーテント等の感染対策用備品の整備を進めている。

②当所の取り組み

- ・震災時等事業継続計画策定

日本国内で大きな災害をもたらす地震の頻発。また、東海地震や首都直下型地震の発生の可能性も指摘されることから、事業継続に向けた救援策や復旧支援体制を示した計画を平成22年に策定。

- ・市内事業者に対しての事業者BCP策定の周知

国の「事業継続力強化計画」の認定制度創設を受け、リーフレットを配布やホームページに掲載し、優遇措置や支援策等の周知を図っている。

- ・事業者BCP策定セミナーの開催

当所建設部会主催によるBCP策定セミナーを実施し、防災知識への啓発・周知活動に取り組んでいる。

- ・職員への災害備蓄セット、防災ヘルメットの配布

職員の防災への意識を高めるため、1日分の食料と水、簡易トイレ、ヘルメットを配布。

- ・相談窓口の設置、緊急融資相談会、事業者への影響調査の実施。

経営指導員による窓口相談の他、茨城県信用保証協会および、日本政策金融公庫土浦支店を招いた金融相談会の開催。

- ・緊急時における代替施設の確保

新型インフルエンザ等の感染症の発生または自然災害等により会館が使用できなくなった際の代替施設として、日本政策金融公庫土浦支店を使用できるよう申し合わせを行っている。

- ・来館者へのAI検温システムの設置

新型インフルエンザ感染予防のため、会館入口にAIによる検温システムを設置し来館者の検温を実施。

II. 課題

(1) 事業者BCP策定が進んでいない

管内の小規模事業者における、BCP策定件数が把握しきれていない。また策定数は非常に少ないことが想定されるが、普及・啓発活動についても、まだまだ限定的である。

また、当所経営指導員をはじめとする職員においても意識付けの徹底と関係機関との連携も必要となる。

(2) 策定支援の技術習得・蓄積が不足している

当所経営指導員等のBCP策定支援に関する知識に課題があり、ノウハウを持つ専門家との連携が必要であるが、当地のBCP専門家は数が非常に少ないという課題がある。

(3) 小規模事業者向けの策定ツールの不足

国等からBCP策定についてのガイドライン等が発信されているが、特に小規模事業者にとっては難易度が高く、簡易的なBCP策定ツールが必要である。

III. 目標

(1) 災害リスクの周知

管轄内の小規模事業者に災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

(2) BCP重要性の意識づけ

管轄内の中小企業・小規模事業者のBCP策定を支援するとともに、事業者の地元地域の

復興に寄与する事も意識づける。事業継続力強化計画認定件数6件/年

(3) 関係機関との連携強化

発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、市や東京海上日動火災保険(株)土浦南支社など関係機関との連携体制を平時から構築する。

(4) 職員の意識強化

発災時における中小企業・小規模事業者への支援について、冷静かつ迅速な対応ができるよう、職員の防災に関するノウハウとスキルの習得に努める。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 自然災害リスクおよび新型コロナウイルス感染症リスクの周知

- ①巡回や窓口での経営指導時に、ハザードマップ等を示しながら、当該事業者の災害リスクと事業継続に対する影響を軽減するための取り組みについて説明（商工会議所が提携する損害保険などへの加入勧奨を併せて行う）。
- ②経営指導時に、新型コロナウイルス感染症のリスクや事業に与える影響を軽減するための対策を説明。
- ③会報紙やホームページで国の施策や、自然災害対策の必要性、損害保険の概要、事業継続力強化計画に取り組む事業者の紹介等の実施。
- ④事業継続に関する支援策の活用や、新たな生活様式に対応した勤務環境の整備を促進。

2) 当所が取り組む具体的な支援

- ①事業継続力強化計画の策定支援。年1回セミナー開催
- ②発災時の避難訓練や怪我人の救助訓練、従業員の安否確認訓練の指導、助言。
- ③事業継続力に関する実態や課題、支援ニーズ等を把握するためのアンケート調査。
- ④小規模事業者自らの課題の明確化や事業継続力強化計画策定を促す“気づきツール”として「(仮)事業継続力チェックリスト」の作成および活用。
- ⑤事業継続に関する普及啓発をはじめ、新たな生活様式に対応した勤務環境や営業形態等に関するセミナーの開催。
 - ・経営指導員等を対象としたBCP策定支援研修
 - ・小規模事業者を対象としたBCP策定セミナー
 - ・小規模事業者を対象とした個別支援（専門家派遣・相談会）。
 - ・小規模事業者・中小事業者を対象としたリスクマネジメントセミナー
 - ・小規模事業者・中小事業者を対象とした対象業種別部会を通じたセミナー

3) 当所自身の事業継続計画の作成

平成22年に事業継続計画（BCP）を作成。令和2年2月更新。（別添）。

4) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)土浦南支社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険(ビジネス総合保険等)の加入促進等について連携して実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

5) フォローアップ

- ①小規模事業者の事業継続力強化計画取り組み状況の確認。
- ②事業継続力強化計画の実行や支援策の活用を図るため、専門家派遣等継続的な支援を実施する。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ①避難訓練、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の確認などの訓練の実施
- ②地震や台風の発災を想定し当市等との連絡ルートが迅速に機能するかの確認。
- ③感染症の影響に備えた訓練の実施。

< 2. 発災後の対策 >

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- 発災後 6 時間以内に職員の安否報告を行う。
- (SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) 等を当所と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

被害規模の目安

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 週間に 2 回共有する
1 ヶ月以降	1 週間に 1 回共有する

■感染症の世界的大流行 (パンデミック)

感染症の世界的大流行が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁または問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当所は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・当市と当所は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

4) 被害情報の報告

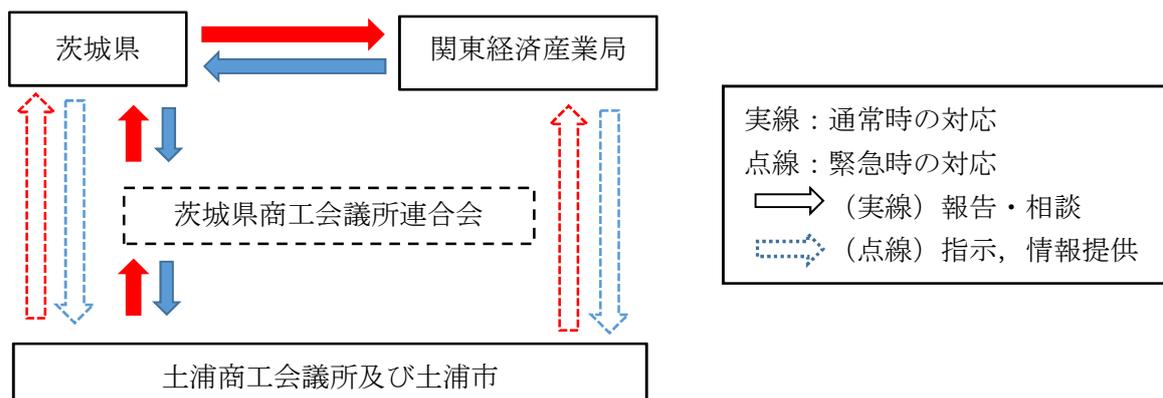
- ・当市と当所とで情報を共有した上で、市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当所は茨城県商工会議所連合会が定める期日までに同会に対しても報告を行う。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が拡大することで、社会生活や企業活動に多大な影響を及ぼす事態が想定される。当会議所が講じる事業継続力強化支援計画では、こうした感染症等が爆発的に流行するケースも想定したBCP対策が重要であると位置付け、以下の内容についても計画に盛り込むように指導する。

- ①客観的に正確な情報を収集し必要な対策を講じること
- ②交代勤務・在宅勤務・代替要員等の人的資源の確保
- ③2か月程度を想定した運転資金の確保対策
- ④職場における集団感染の予防策
- ⑤仕入調達先の複数確保や、サプライチェーンにおける原材料や在庫の常時確保・保管の要請
- ⑥テレワーク体制の構築

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ①自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ③当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ④当所と当市が共有した情報は、茨城県が指定した方法にて速やかに県に報告する。

(連絡体制)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ①相談窓口の開設方法について、当市と協議する（当所は、国の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、当市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

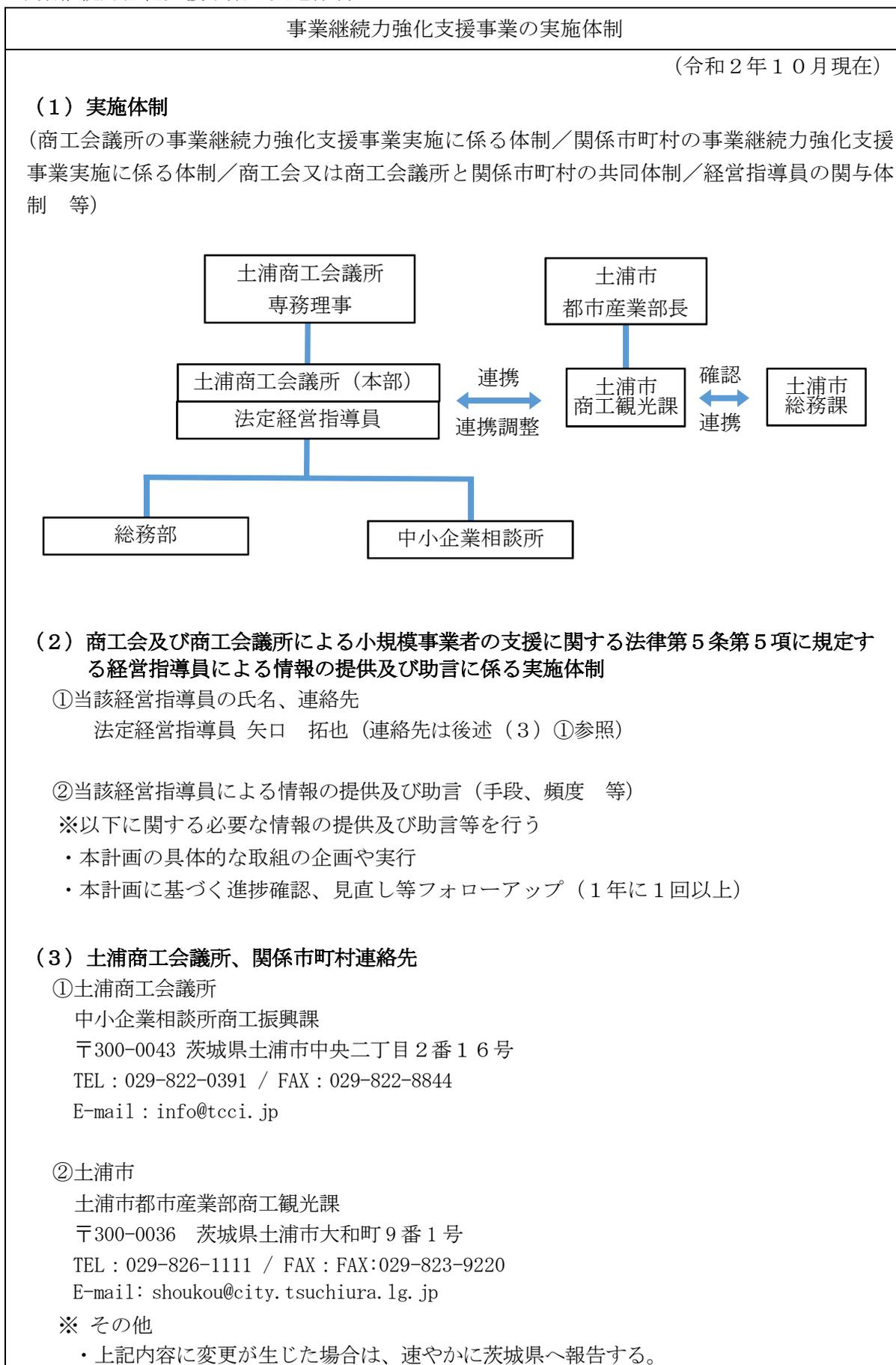
- ①茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000
・ 専門家派遣費	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
・ セミナー開催費	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
・ パンフ、チラシ作製費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
・ 防災、感染症対策費	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、茨城県補助金、土浦市補助金、事業収入、手数料雑収入等から充当する。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
茨城県商工会議所連合会 会長 大久保 博之 〒310-0801 茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 4 階
連携して実施する事業の内容
①災害時における県会議所連合会と各会議所間での相互協力要請（各種相談、問い合わせ対応、一時的な人的支援協力を含む）【協定書第 4 条】 ②平時及び災害時の防災・災害情報等の共有【協定書第 5 条】 ③連絡責任者等の選任・報告【協定書第 6 条】
連携して事業を実施する者の役割
①, ②, ③ 災害時の相互協力要請, 防災・災害情報等の共有, 連絡責任者等の選任・報告 (連携者) 茨城県商工会議所連合会 (効果) 支援機関の早期の業務復旧, 事業者への円滑な支援ができる
連携体制図等
<pre> graph TD A[土浦商工会議所 事務局長] <--> 連携 連携調整 B[茨城県商工会議所連合会 各商工会議所] A --> C[土浦商工会議所 法定経営指導員] C --> D["【管内小規模事業者等】"] B --> 連携 連携調整 C E[事業継続力強化計画普及啓発] </pre>